

平成22年度第1回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会産業部会議事録

1 日時：平成22年7月27日（火） 午前9時30分～

2 場所：千葉中央コミュニティセンター8階 87会議室

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、
鵜澤富士男委員、高橋秀雄委員

（2）事務局

（経済農政局事務局）

皆川経済部長、橘経済企画課長、鈴木係長、平岡主事

（産業支援課）

菊谷課長、小倉雇用推進室室長、荻原主任主事

4 議題：

（1）部会長及び副部会長の選出

（2）千葉市勤労市民プラザにおける指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項
について

（3）今後の審議予定について

5 議事の概要：

（1）部会長及び副部会長の選出

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例（平成22年千葉市
条例第7号）第9条第2項の規定に基づき、委員の互選により、大原委員を部会
長に、河合委員を副部会長に選出した。

（2）千葉市勤労市民プラザにおける指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項
について

【経済企画課長】 それでは、たった今、開催されました千葉市経済農政局指定管理
者選定評価委員会におきまして、産業部会の設置が承認されまして、臨時委員の任期も
本日から2年間で決定されましたので、これより第1回千葉市経済農政局指定管理者選
定評価委員会産業部会を開催したいと思います。本日はお忙しい中、ご出席をいただき
ましてありがとうございます。

先ほどの委員会に引き続きまして、産業部会長が決まるまでの間、進行を務めさせて
いただきます千葉市経済農政局経済企画課長橘と申します。よろしくお願いいたします。

また、本日は、所管部長である皆川経済部長も出席しておりますので、ご紹介申し上げます。

【経済部長】 経済部長の皆川です。よろしくお願いします。

【経済企画課長】 では、続きまして、臨時委員さんの委嘱状ですが、お手元に資料とともにお配りさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、また委員さんの自己紹介をお願いしたいと思いますが、一番手前の鵜澤委員さんから順番によりしくお願いしたいと思います。

【委員】 はい。鵜澤富士男と申します。前は、千葉市の経済部長を、大分昔にやっております、今、無職でございます。どうぞよろしくお願いします。

【経済企画課長】 続きまして、善積先生、もう一度、すいません、よろしいですか。

【委員】 千葉大学の善積と申します。所属は大学院ですけれども、法経学部でも、授業を担当しております。主な担当科目は、財務諸表論です。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 大原です。千葉市で弁護士をやっています。県庁と裁判所のそばという場所です。よろしくお願いします。

【委員】 公認会計士の河合と申します。実務的なことをかなりやってまいりました。例えば、皆さん、よくご存じの、野村證券が買いましたときの、ハウステンボスの管財人と常勤監査役を務めさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 高橋と申します。よろしくお願いします。私も、鵜澤さんと同じように、昨年の3月まで千葉市の職員だったんですけれども、その後、役所と縁を切りまして、現在、昨年12月に結成しました、一般社団法人、地方自治研究センターという、労働組合関係がつくった研究機関の事務局長として主宰しています。よろしくお願いします。

【経済企画課長】 ありがとうございます。続きまして、会議の成立でございますが、本日、産業部会の委員さん、5名全員出席いただいておりますので、会議は成立ということになります。

それでは、まず、事務局から報告事項を申し上げます。

【事務局】 では、先ほどの経済農政局指定管理者選定評価委員会におきまして、部会の設置、臨時委員のほかに会議の公開非公開についても、部会で準用させることとなりましたのでご報告いたします。

本来、指定管理者選定評価委員会は、千葉市の附属機関であるため、情報公開条例第25条により、公開となりますが、公募により指定管理予定候補者を募集する委員会におきまして、募集条件や審査基準また配点等を説明する際、公開といたしまして、詳細な配点等が明らかになりますと、高い配点部分に重点を置いた提案が出される等の作為がなされ、審議の本質が損なわれるおそれがあります。よって、より適正な選定を実施するために、募集条件や審査基準の説明については、非公開とすることになりました。また、選定の際も審議過程で法人等の不開示情報等を取り扱う可能性があるため非公開といたします。

また、そのほかの議題につきましても、会議の全部または一部を非公開とする必要が生じた際には、会議で決定したいと思います。

以上でございます。

【経済企画課長】 それでは、議題に移らせていただきます。

まず、会次第に沿いまして、議題１の部会長、副部会長の選任についてでございます。先ほど開催されました選定評価委員会におきまして、大原委員さんが会長、河合委員さんが副会長ということで決定していただきましたが、産業部会におきましても、同様に、部会長、副部会長を選んでいただきたいと思います。どなたかお願いできますでしょうか。

【委 員】 ここにいらっしゃる皆さんが、今回の委員初めてということで、初対面ということもございます。ちょっと気が引けますけれども、私から提案させていただければと思います。私は、都市局の選定評価委員も務めることになりましたので、申しわけないのですが、他の委員さんをお願いできたらと思います。

先ほどもご推薦いたしましたけれども、こちらの部会においても、部会長は大原委員さんに、副部会長は、河合委員さんをお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

【委 員】 大原としては承知いたします。

【委 員】 他の委員さんがよろしければお受けさせていただきたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

【経済企画課長】 ありがとうございます。それでは、評価委員会に引き続きまして、部会長を大原委員さん、副部会長に河合委員さんをお願いするということで、よろしくお願いいたします。

では、ここからの議事進行は部会長の大原委員さんによりしくお願いしたいと思います。

また、ここからは、募集条件、審査配点等に関する事項で非公開となりますので、傍聴人の方は恐れ入りますが、一時ご退出、お願いしたいと思います。

（傍聴人退出）

【経済企画課長】 では、部会長さん、進行のほう、よろしくお願いいたします。

【部会長】 はい。次第の議題の部（１）は今終わったと。（２）の議題に沿いましてということで、所管課から説明を受けることになっているのですが、それに入る前に確認というか、進め方についての考えを述べさせてもらいたんですけれども。

部会の進め方としては、いただいています配布資料に基づいて、事務局からの説明を受け、その後、委員からの意見、質問をいただいて、それで委員会で議決を経てという流れを何か予定されているようにも見えるんですけれども。

当委員会の部会の議決の対象ということに果たしてなるのかどうかということで、多分ならないんだと思います。つまり、諮問をいただいていることではないと思うんですね。問題は事前に確認させてもらいましたけれども、この募集条件、審査配点等に関する事項、これは言ってみれば、選定の方法、選定の仕方についてのものであって、部会なりがやらなければいけない本題は、その選定方法に従い抽出されてきたものに対して、どれにするかというような、選定自体が審議事項であると思います。

それなので、委員の審議、議決を予定するのではなく、ご用意されました資料を説明いただく。その説明いただく方法ですけれども、これだけの部数のものをだらだら説明

を受けても、あまり意味もないし、時間もそんなにないと思いますので、事務局からは、当委員会が、候補者を選定する作業を実施することを念頭に置いて、それに当委員会を選定するために用意されている選定システムといいますか、選定方法を、我々の理解が得られるような説明の仕方というふうに工夫いただきたい。

極端なことを言えば、11月24日、この委員会で選定のための委員会を開催することが予定されています。この11月24日の委員会に向けて、説明の各論部分はタイムスケジュールに沿った形で、この11月24日の委員会の位置づけというものをうまく我々が理解できるように一工夫して説明いただければと思います。よろしいでしょうか。

【雇用推進室長】 はい。それでは、説明をさせていただきます。

そういたしますと、今のお話のあったとおりに、お願いする項目と申しますか、審査につきまして重点的に説明をさせていただきます。そうしますと、恐れ入りますけれども、要項の18ページ、審査選定をお願いいたします。

【委員】 資料1の要項の18ページ？

【雇用推進室長】 18ページです。審査の選定でございます。

第1次審査にて資格を審査した後に、第2次審査では、提案内容について採点していただきます。採点方法につきましては、別紙、千葉県指定管理者選定審査項目に従い採点を行っていただきます。第2次審査につきまして、別紙A3の、千葉県指定管理者選定審査項目についてご説明をいたします。

提出されました提案内容について、審査項目により点数化し、その総合得点を基礎とし、審査選定を行います。指定の基準は、管理運営に対する総合的な考え方、安定した管理運営能力、事業に対する考え方、管理運営に対する考え方、維持管理に対する考え方、管理運営費に対する考え方の6指定基準でございます。

各基準の配点は20点で、合計120点になります。具体的な採点方法ですが、各指定基準には幾つかの審査項目があります。応募者から提出された各項目の記述を、審査の視点に照らし採点していただきます。

一例を申し上げます。指定基準の一番最初でございますけれども、管理運営に対する総合的な考え方の審査項目（1）の管理運営の基本方針ですが、勤労者福祉施設としまして、事業の実施、施設の運営、施設及び設備の維持管理業務を実施するに当たっての基本方針の記述に対しまして、審査の視点として、①の、勤労者福祉施設の設置目的の理解がなされているか。②、施設の魅力向上のための施策がなされているか、以上2項目の視点で審査していただき、採点をお願いするものでございます。

【産業支援課長】 ちょっとすいません。前段に、最初のご説明をしたほうがよろしい。

【部会長】 そこをまずやっていただかないと。

それと、スケジュールを先言ったほうが理解しやすいのではないですか。

【雇用推進室長】 失礼しました。

それでは、まず、指定管理者の募集要項の3ページをお願いいたします。

3の公募の概要。今回お願いいたしますのは、勤労市民プラザ3施設、蘇我、長沼、幕張の勤労市民プラザでございます。指定期間につきましては、平成23年の4月1日か

ら 26 年の 3 月 31 日でございます。

こちらにつきましては、通常、指定管理者の期間は 5 年でございますけれども、今回 3 年とした理由といたしまして、3 年後の大規模改修を迎えるに当たりまして、引き続き事業を継続するか、見直しをするのか、判断を下すために 3 年としたところでございます。

業務の内容につきましては、指定期間内に本施設の管理運営業務をお願いするものでございます。

選定の手順でございますけれども、こちらに記したとおりでございます。まず、募集要項等の発表・配布等が、22 年 9 月 1 日から始まります。その後、募集要項等に関する説明会及び施設見学会の開催を 9 月 16 日に行います。

募集要項等に関する質問の受け付けにつきましては、9 月 16 日から 9 月 27 日まででございます。募集要項等に関する質問の回答につきましては、10 月 7 日を予定しております。

詳細図面と設計図書等の閲覧につきましては、9 月 16 日から 27 日までとしております。指定申請書の提出でございますけれども、こちらにつきましては、10 月 12 日から 18 日の間としております。

その後、11 月 24 日に、選定委員会によりヒアリング・選定の実施を予定しております。その選定委員会を経まして、まだ日にちは未定でございますけれども、選定結果の通知を出しまして、翌年の 1 月に仮協定の締結、2 月に指定議案の提出、3 月に指定管理者の指定・協定の締結ということで、予定しております。

それでは、指定委員会により選定の方法等につきまして、ご説明いたします。先ほどは、順序が逆になりまして、申しわけありませんでした。

それでは、もう一度 18 ページをお願いいたします。審査の選定でございます。第 1 次審査におきまして、資格を審査した後に、第 2 次審査では、提案内容について採点していただきます。採点方法につきましては、別紙の A 3、縦用紙の、千葉市指定管理者審査項目に従いまして採点を行っていただきます。

第 2 次審査について、別紙の千葉市指定管理者選定審査項目につきまして、審査の方法等につきまして説明させていただきます。提出されました……、失礼しました。第 1 次審査につきましては、事務局が行いますので、つけ加えさせていただきます。提出されました提出内容につきまして、採点項目により点数化いたしまして、その総合得点を基礎としまして審査選定を行います。指定の基準は、管理運営に対する総合的な考え方、安定した管理運営能力、事業に対する考え方、管理運営に対する考え方、維持管理に対する考え方、管理運営費に対する考え方の 6 指定基準でございます。各基準の配点は 20 点でありまして、合計 120 点になります。

具体的な採点方法でございますが、各指定基準には幾つかの審査項目がございます。応募者から提出されました各項目の記述を審査の視点に照らし採点していただきます。

一例を申し上げますと、指定基準の、管理運営に対する総合的な考え方の審査項目、(1) の管理運営の基本方針ですが、勤労者福祉施設として、事業の実施、施設の運営、施設及び設備の維持管理業務を実施するに当たっての基本方針の記述に対しまして、審

査の視点といたしまして、①の勤労者福祉施設の設置目的の理解がなされておるか、②、施設の魅力向上のための施策がなされているのか。以上、2項目の視点で審査していただき、採点をお願いするものでございます。

以下、同様の審査をお願いいたします。審査日につきましては、先ほど申し上げましたとおり、11月24日水曜日を予定しております。

以上でございます。

【部会長】 「以上です」と言われたことは、きょう配布いただいた資料の1から6の説明をいただいたということですか。

ということですのでよろしいんですね。

【雇用推進室長】 はい。

【部会長】 では、次に、今の説明に対しての質問を委員の方からお願いをしたいのです。

【委員】 私から質問させていただきたいのですけれども、この配布資料のA4版、これ評価シートとは言わない。これ評価シートでいいですか。では、5番、

【経済企画課長】 A3の資料ですか。

【委員】 ええ。

【経済企画課長】 こちらのほうは、

【委員】 資料番号が入ってないんですかね。

【経済企画課長】 これはないです。

【委員】 では、「これ」という表現でいきましょう。

【経済企画課長】 はい。

【委員】 これについてですけれども、まず、今の説明での理解ですけれども、各委員5人が、それぞれ採点という形で作成するという理解でよろしいですか。

【産業支援課長】 はい。

【雇用推進室長】 そうです。

【委員】 諮問について、この業者というか、候補者に決めるのは、1番から3番までということだと思いますが、それでよろしいんですよね。

【産業支援課長】 順位ですね。

【委員】 順位。

【産業支援課長】 はい、結構でございます。

【委員】 つまり、順位をつけて3つの業者を答申する形にするということですよ。ね。

【産業支援課長】 はい。

【委員】 その答申がこの委員会の審議になるということですよ。ね。

【産業支援課長】 はい。

【委員】 そこでわからないのは、その場合には、5人がそれぞれこういう採点表をつくるのか。それと、委員会で審議の結果、この3者になりましたという、その3者に結びつくのは、どういう形でその3者が決まるということになるのですか。

【産業支援課長】 基本的には、点数をつけていただきますから、点数の総合点で順

位はとりあえずつけますけれども、それぞれの委員さんから、例えば、A社は、ここがすぐれているとか、ここについてちょっと問題があるとかというご意見を聞いて、その点数とご意見を踏まえて、順位づけを、委員会として検討していただくという形になるかと思うのです。

【委 員】 点数以外に、また次の評価をするんですね。

【産業支援課長】 例えば、80点という点数のところが出ていても、ここが非常にまづいのではないかというご意見が出れば、その意見が委員さんの中で正しいと、いや、そうじゃないとかっていう結論を出していただいて、80点のところがそれで正しいということになれば、その点数で順位をつけていただく。全く意見がなければ点数でという話になる。

【委 員】 機械的な点数をつける、その点数を材料にしてまた議論をするということなんですか。

【産業支援課長】 ご意見があればですね。

【委 員】 その点、募集要項、先ほどの18ページ、19ページですけれども、まず、18ページ、第2次審査、その総合得点を基礎として審査選定を行いますと。つまり、点数が基本ですよ。

19ページの最後。なお、総合点数が最上位である場合でも、個別の審査項目に重大な欠陥がある場合には、第1順位にはなれませんとなっています。だから、点数がもとだ、例外的に、重大な欠陥があるということは、変則的な順位変更の要素になる、そこまではわかります。

その総合得点の順位が、5人のものがどういうふうに反映されるのか、それを説明してください。各人がつくるんですね。

【産業支援課長】 はい。

【委 員】 5枚が出てきます。その点数が、どういう順番になるのですか。

【産業支援課長】 点数がですか。

【委 員】 はい。

【産業支援課長】 事務局のほうで。

【委 員】 つまり、各応募業者が、5社ある、6社ある、7社あるとしますよね。それぞれについて、各委員が点数をつけますよね。1業者について、5人の点数があります。単純加算でやるのですか、その順位づけはどういうふうにやるのですか。

【産業支援課長】 これは、委員さんの点数を単純に加算させていただいて、A社が何点と。5人の点数を集計させていただいて、800何点とか、900何点というような点数でまずはつけさせていただきます。

【委 員】 それで、まず順位が決まるということですよ。

【産業支援課長】 はい。

【委 員】 そこで、点数をつけるのが、どうもこの委員の仕事、もう究極的な作業内容ということになるかと思いますが、この点数をつけるのに、例えば、一番上の「審査の視点」というんですねけれども、これは委員が何に基づいて4点のうち何点というふうに右側に数字を書くんですか。何に基づいて点数をつけるんですか。0点か

ら、1点、2点、3点、4点とあると思うんですけれども、右の採点の欄を委員が埋めるのは、何に基づいてですか。

【産業支援課長】 これは、各指定管理者の応募者のほうから、この項目に従った提案が出てまいりますので、その記述に基づいて、その視点の項目がどのぐらい考慮されている、入っているかということで点数をつけていただき……。

【委員】 応募者から出てくる資料は、どういう形で出るんですか。この第1項目については、きょうの配布資料の中のどれになりますか。

【雇用推進室長】 様式集をごらんいただければと思います

その中で、指定基準に基づきまして、申し込みました業者のほうから記述されたものが提出されるわけでございます。

【委員】 どの部分が記述されたのが提出いただけるんですか。その記述部分で、こちらが判断しなければいけないですね。

【雇用推進室長】 はい。

【委員】 どの記述部分に基づいて、この4点を採点すればいいんですか。

【雇用推進室長】 左上の提案書様式第1号が、まず最初の管理運営に対する総合的な考え方の提案書式でございます。

【委員】 つまり、この業者から出されるこの資料に基づいて、それぞれ総合的な考え方についてのレポートを評価すると、それで、点数を決めるという理解でよろしいですね。

【雇用推進室長】 はい。

【委員】 というと、この採点に際して、事前にとというか、当然ながら、そのまま各委員に配布されるということになるわけですね。

【雇用推進室長】 はい。審査日以前に、

【委員】 ここで、見て採点し出すということではなくて。

【雇用推進室長】 事前にお渡しいたします。

【委員】 事前に、はい、わかりました。

【産業支援課長】 通常は団体名を消して、会社名がわからないようにしての資料になりますけれども、今回についてはA社ならA社の資料が、会社名が入ったものをひとまとめになって委員さんに事前にお渡しします。

【委員】 それと、その採点の方法ですけれども、民間の業者に管理委託する一番のメリットというのは、市にしてみれば、補助金という形で出るところの支出がいかに少なく抑えられるかということが最大の眼目ではないかと思うんですけれども、そういう評価というのは、どの項目に反映されるんですか。

【産業支援課長】 管理運営費に関する考え方という項目がございまして、そちらのほうに反映される予定になっております。

ただし、業者のほうで、既に5年間経過しておりまして、今やっている指定管理者ですね、それが委員長さんがおっしゃったように、毎年経費を、委託料を削減した形で契約をさせていただいております。で、その実績どおりの提案が出てくれば、当然、そういう評価は出せるかと思うんですが、現状的に言いますと、それ以上、下げた場合に、

今のサービスが提供できるかどうかという判断も、この中に入れていただかないと、やはり単純に金額だけでという話というのは厳しいかと。

【委員】 今、後者の部分、それは、指定の基準の2項目、安定した管理運営能力というのでしょうか。

【産業支援課長】 はい。

【委員】 私が言っているのは、補助金の多い少ないによって影響が出てくる採点項目がどうかと聞いているんです。

【産業支援課長】 それは、もう管理運営費に対する考え方の中に反映されます。

【委員】 それは、どの資料で、採点するこちら側がわかっているんですか。

【産業支援課長】 提案書様式の17号、18号、19号ですね。16号が管理運営費に対する考え方で、17号が収支予算書、18号も収支予算書、これは管理運営業務の収支内訳。19号が自主事業が収支内訳と、この4資料の中で判断していただくような形になります。

【委員】 この16号以下の資料に基づいて出てくる数字、つまり、市からの委託料というのが、例えば6社の応募があったとして、10万円単位で1,010万、1,020万、1,030、1,040万、1,050万という、10万刻みで委託料が多くなっている6社が応募した場合、これは採点はどうするんですか、点数を。10点で配点してくれというのが、一番下の収支予算書の項目ですね。

【産業支援課長】 はい。

【委員】 どういうふうに採点するんですか。それは何点をつければいいんですか。

とにかく、次の委員会でこれをやるという、きょうは、このやり方を説明してください。ほかの資料は結構ですから。実際にやらなければいけないことはよくわからせてください。どういうふうに点数をつけるんですか、10点の配点は。

【経済企画課長】 例えば、10万ぐらいの差の業者さんがいた場合に、一番上が10点だとしたら、その次の人は何点つけるんですかという質問じゃないかと思うんです。

【委員】 はい。

【産業支援課長】 私どもの想定しておりますのは、審査の視点という中にあります、経費の削減の考え方というところと、あと、経営努力による利用料金収入の増収計画ということの2本立てで考えておりますので、当然ながら、今、委員がおっしゃった部分で見ますと①の経費の削減という考え方の部分が当てはまると思いますので、当然、金額が低いほうが高い点数をつけていただいて、それから、減点していただく方法しかないかと思うんです。

【委員】 一番の下項目ではなくて、下から2番目の項目であると。それで、10点の配点、わかります。それで、120点中の10点が市からの委託料の多寡を反映させるような採点システムですね。

【産業支援課長】 はい。

【委員】 その10点をどうやって、多い少ないを、差をつけなければいけないわけでしょう。

【産業支援課長】 そうです。

【委員】 一番低い人が10点、その次が9点ということになるのですか。それとも、

その数字にかかわらず、一生懸命やっているなど、うかがわれれば、委託料の差はあったとしても、10点満点を差し上げてもしっかりということなんですか。

【産業支援課長】 いや、これは、うちのほうがつくった審査の視点で言いますと、経費の削減の考え方で、当然、経費がかからないという提案を出していただいたところについては高い点数をつけていただきますから、金額が安いところが一番高い点数になると。

【委員】 一番高い点数が10点。その次の人は？

【産業支援課長】 それから、減額していただくというのが、

【経済部長】 その割合については、細かな基準はつくれませんので、これは妥当であろうということで、これは10点満点到値するのか、それは、8点程度なのかというところで、細かい尺度はございません。

【委員】 差はつけなければいけないけれども、何点差をつけるかは、もう委員の裁量に任されているという理解ですか。

【経済部長】 はい。この書類を見た限りにおいて、妥当だろうという点数でお願いしたいと思います。

【委員】 そういうようなことで、一応、各人5人の委員の意見、採点ができました。総合トータル120点中の何点というのは、各人が5人が、A業者、B業者、C業者、それぞれ5人の評価が出ました。これは単純加算して順位をつけると、基本はそうだと。

【経済部長】 そうです。120点ですから、5掛けまして、600点満点。で、何点。

【委員】 その単純加算の作業ですけれども、この採点表は、いつ、どの時点で集約可能な状態、つまり、委員会のときにみんなが持ってくるのか、事前に提出しておくのか、それはどうなんですか。

【事務局】 委員会のときに提出していただきます。また、当日、委員会におきまして、業者等も呼びまして、委員さんのほうから質問したいこともおありかと思っておりますので、その質問内容によりまして、また点数が変わる可能性もありますので、当日、点数をつけていただきたいと思います。

【委員】 そこで、今、ヒアリングを予定しているというような、スケジュールの中にもありますよね。

先ほど、聞いたように、採点のための資料というのは、みんなペーパーで、各業者が出すんだと、さらに、ヒアリングを必要とする場合というのは、どういう場合を想定していますか。

【事務局】 紙の審査だけだと、ちょっとわかりづらいところもあるかと思ひまして、より詳しいお話をお聞きになりたいかと思ひまして、そういうふうに考えております。

【委員】 この考え方はどうなんですかね。ペーパーで説明できないものが、適切な人と言えるかということ。もうそこではじかれるんじゃないですか。ヒアリングの必要なんかないでしょう。そんなのもう、評価が低くなるだけでしょ。

【産業支援課長】 提案書ですからね。

【委員】 ええ。説明書では、ペーパーではわからないから、ここへ呼んでヒアリ

ングをするなんていうのは、その段階で適性を欠くということになるのではないですかね。こういう採点表システムでやるということであればですよ。機械的に当てはまるように、このシステムでいくには。

それを、何かわけありげな業者だけを呼んでヒアリング、直接聞いてあげましょうというのは、逆に不公平ではないかと思えますけれども。だから、私は、基本的にはヒアリングの場面というのは出てこないのではないかと考えますけれども、おかしいですか。

【経済部長】 ヒアリングは、皆様方から、どうしてもここは確認したいというような声があったときだけヒアリングします。

【委 員】 はい。もう一度、当日のスケジュール、11月24日のスケジュール、各人が事前に資料をいただき、それで、採点表、これをつくってくる業者数、7業者があれば、その枚数だけいただいて持ってくると。ここへ持ち寄るというイメージでよろしいですか。

【事務局】 はい。

【委 員】 で、各採点に従って、加算して順位を決めていく。この順位どおりでよろしいかどうかということを、委員で決めて、例外的な順位にこだわらずに、これを変更する必要があるという意見があれば、それが通るでしょうし、順位に従う、変更の必要がないということであれば、それで、当委員会の結論、議決という形になるということによろしいんですかね。

【事務局】 はい。

【委 員】 それは、議事録という形で答申したということによろしいんですか。それで、議事録に残るということ。

【事務局】 はい、残ります。

【委 員】 各委員の、この採点表を添付した議事録で、当委員会の使命であるところの選定についての答申、審議は終了するという理解でよろしいですか。

【事務局】 はい。

【委 員】 この年間スケジュールでいくと、いつ資料が配布される予定になっていましたか。

【経済部長】 4ページをもう一度お願いします。募集要項の4ページです。

【事務局】 募集要項の4ページをごらんください。6番になりますが、指定申請書の締め切りが10月18日になります。選定の委員会は、11月24日を予定していますので、10月18日以降、コピーなど、早急にいたしまして、なるべく早目に各委員さんにはお届けしたいと思います。郵送の形になるかと思いますが、そのように考えております。

【委 員】 はい。もう一つ、この市民プラザについて、想定として、正直なところ、かたいところ、応募業者、何社という予定で作業を進められますか。

【産業支援課長】 一応、確認といいますか、お話を聞いたことがあるのは、今、現行やっている業者のほうがどうかというお話は聞いたことがありますけれども、それ以外にまだ募集をかけておりませんので、どこが来るかというのは、ちょっと想定していないところです。

【委員】 望ましいのは、複数業者、多いほうがよろしいわけですね。

【産業支援課長】 はい。

【委員】 だから、どのぐらいを見込んでの応募、アピール、広報をするのか。広報の目標。

【産業支援課長】 一応、現行の業者プラス3社ぐらいか、総数で4社ぐらいがうちのほうとしては希望する数字でございます。

【委員】 そういう、複数を予定したにもかかわらず、応募したのが1社だけだった場合はどうなるんですか。

【産業支援課長】 1社について、点数をつけていただくと。

【委員】 点数をつけて何になるんですか。そもそも1社だけだった場合、選定の対象になるのかどうか。

【産業支援課長】 通常、この場合ではないんですが、市のほうで、提案型の入札をやる場合に、応募が1社の場合でも、提案を一応受け取りまして、その提案について、内容を審査していただきまして、先ほど言った、これについては、6項目、いろいろな項目がありますね。審査をしていただいて、これはだめだと、ここじゃできないでしょうという審査をしていただくような形になるかと思います。

できるという判断であれば、できるということで点数をつけていただければ、それに従ってうちのほうはその業者の点数で判断をさせていただくような形になるかと思います。

【委員】 えっ、うちが判断するのですか。

【産業支援課長】 いや、市側が判断します。

【委員】 ちょっと待ってくださいね。もう一度、1社だけだったという場合、1社の内容も審査した上で、この1社もふさわしくないという結論を出す余地もあるということなんですか。

【産業支援課長】 そうです。

【委員】 そうなった場合、どうなるんですか。

【産業支援課長】 再募集。

【委員】 再募集のスケジュールはどういうふうになるんですか。

つまり、1社だけではなく、2社、3社とあった場合でも、こちらのほうが、採点なりによって、もうふさわしくない、どれももう……。

【産業支援課長】 3社来て3社全部だめだという場合もあると。

【委員】 もあるとすれば、再募集のスケジュールは、どういうふうになりますか。再募集を予定していないでしょう。予定していないから、1社の場合は、そんなのないですよ。1社なんていうのは、もうそれで決まりでしょう。と思うんですけども。形としては、採点を抜いて、委員会で応募者1社であり、答申としては、応募のあった何とかを適切と認めるというような議決になるのではないですか。

【経済部長】 実際はそうなると思いますが、市が要求する最低基準を満たしているかどうか採点していただきたいと思います。

【委員】 つまり、その1社についても、さらに内容を絞って、不適切である、だ

から、だれも残らなかった、については再募集というパターン、あり得るのどうか。

【経済部長】 それはないと思いますが、その1社が不適切の場合は、公募の方法によらなくてもよいということです。

【委員】 これ絶対評価にはなるんですか。つまり、半分の点数までいっていないとか、そういうのはないんですか。

【経済部長】 それはありません。基準点がないんです。平均点の6割がまずなくてはいけないということはありませんが、ただし、市としての最低基準を満たしていることが必要です。

【委員】 ないんですね。

【委員】 というと、極端なことを言うと、与えられた資料は同じ、能力も同じだとすれば、つける採点も、私は、もう5人とも同じ点数になるような気がするんですけども、差異は出てきますか。

【経済部長】 それは、皆様方のご専門がございますので、差異は出てくると思います。

【部会長】 ということで、私は一応、もやもやしたものがわかったようが気がするんですけども、ほかの委員の方で、意見、質問等ございましたら、はい、どうぞ。

【委員】 ちょっといいですか。スケジュールの話に入っているので、ヒアリングは、何件かあったと仮定して、ヒアリングをした後に、集計をして渡しますよね。

【経済部長】 はい。

【委員】 で、それは午前とか午後とかって決まっていますね。その日のうちに集計がそろうんですね。

【経済部長】 そうですね、すぐ回収して。

【委員】 そのときは、合計点だけ出てくるんですか。

ここで、再度審議し直しますよね。審議するときの資料としては、どの程度のどんな形で5人の委員の方のあれが出て……。

【経済部長】 この明細のほうで、この項目別に、5人の委員できちんと出します。

【委員】 書くのは、5人分がざあっとですね。

【経済部長】 総トータルと個別の点数。

【委員】 5人分がざあっと。A社の場合は5人がこうなって、B社はこう……ということ、全部。

【産業支援課長】 そうです。この説明は省きますけれども、項目ごとに。

【委員】 項目ごとに全部の点数が出てくると。

【経済部長】 わかるように、はい。

【委員】 だから、そこで、なぜこういうふうになったかという話ができていてと理解してよろしいですね。

私は、ヒアリングについては、あやしいからヒアリングをするのではなくて、よりほんとうに、その業者がそういうことをやる、知る手だてがほんとうにあるかということを確認するためにヒアリングをしたいと思います。だから、だめだから、落とすためにヒアリングをするのではなくて、むしろ、加点ポイントになる可能性があるからヒアリ

ングをしたいということを、ぜひお願いしたい、ちょっとそこら辺だけつけ加えておきます。

【経済部長】 例えば、経費の削減をしていくという数値が出ていて、その根拠が、例えば、見えなかったと。でも、非常にその経費削減というのは数字上は見えているのと。何か作戦があるのではないかという話を聞いたら、実は、私どものほうは、例えば、インターネットで募集の受け付けをすることを今考えていますのでとか、ああ、そういうことがあるのかというのが、ヒアリングで聞けるのかもしれませんが。

【委員】 そうですね。積極的意見が聞ける可能性があるというふうに考えたいものですね。

【委員】 ちょっと確認で。ヒアリングの場面は、5人全員が参加なさったとして、5人が同じ場で聞くわけですね。この採点表作成、5人の協議というか、意見交換、やってはいけないのか、やったほうがいいのか。

【経済部長】 この場ですか。

【委員】 その場しか集まる機会はないと思いますが。

【経済部長】 この場で、この細目について、全部点数を。

【委員】 例えば、極端なことを言ったら、ヒアリングをします、実施して、どこかの項目がポイントでヒアリングするわけですね。

【経済部長】 ええ。

【委員】 で、今の部分、よかった、悪かった的なもので、何点にしましょうかというような、協議みたいなことが許されるか、それとも、もうそういう会話自体、それは、趣旨にそぐわないということで、委員会の意見交換はできないのか、それを関連づけて、ヒアリングの対象でない、この採点表の作成提出前の作成において、意見交換が可能なのか、やってはいけないのか。

【経済部長】 特に、決めはございませんので、その辺はよろしくをお願いします。

【委員】 つまり、委員会としてでの合議体での結論、審議ということであれば、私は、この採点表の作成自体でも意見交換があつてよろしいんじゃないかと思えますけれども、どうですか。ただ、先ほど言った、各委員の点数の加算方式での順位、機械的というようなことになると、ちょっと趣旨に反するのかなというようなこともありますので。

とにかく、初めての試みだというんだけど、いろいろやってみてからということになるのかどうかかわからないですけれども、標準は5年、あるいはこの事業であれば3年という、もうそれで決まって一人歩きしてしまうというようなことなので、ほんとうにこの採点表、積み上げ方式でよろしいということであれば、委員が採点できるような形での募集要項も見直して、このポイントがこの部分のポイントに反映するというのが、採点する我々にわかりやすいようなものに工夫していただけるようにお願いしたいと思います。

【経済部長】 それは、この配点を変えるという意味ではないです。配点も変えずに。

【委員】 だから、選定方法については、諮問の対象にならないので、意見は述べません、そちらの考えられているほうに従って諮問を受けて、その採点基準でやるとい

うこと、それは動かないんだと私は思っていますけれども、もう少し、採点する側にとっての採点しやすい工夫がいただけるもの、この項目については、どこどこを参照すれば配点の4点が、配点の10点が、判定の6点が埋まるんだというところが関連づけられるような資料をいただいて、どこを見ればどの点数になるというのがわかればと思います。

ほんとうに厄介なのは、先ほど言ったように、市の委託料の多い少ないの順位がついているにもかかわらず、10点がどういう形でばらけるのかというか、差をつけるのか。そういう意味では、きょうはもう時間がありませんけれども、極端なことを言えば、5つの業者がこういうペーパーを出してきましたという、5つのモデルペーパーを作成して、こういう場合は、この採点はこうなりますよというふうなレクチャーをする機会をいつか持っていただければ本番に備えて一番ありがたいと思いますけれども、もう時間はないという、もう本番に入っていくんだと思いますけれども、そういうようなもの、例えば、この委員会で、部会はちょっと違うかもしれませんが、あと2つ予定されていますけれども、同じようなことをくどくど言うのではなくて、今から準備して間に合うようであれば最後の部会のときに、こういうような業者からこういうペーパーが出たと仮定します。その点数をつけるとすれば、委員の方、ここに何点を入れてください、こういうことになりますという、この表のつくり方ということで準備いただければありがたいと思うんですけれども。

【経済部長】 我々のほうですね。

【委 員】 ええ。だって、この委員会の作業はそれだけなんでしょう、この委員は、これをつくるだけなんでしょう。つくり方を教えてください。こういうのが出てきました、これに基づいてここを何点というふうに埋める方法はこういうふうにやるんですよ、あくまでも、仮定の業者から出たペーパーに基づいてね。この部分が不鮮明だ、こういう場合はヒアリングを要するケースと思われますとか、まで考えていただければ。

【経済部長】 それは、ベストでしょうけれども、非常に難しいです、かなり。どこに着眼を置いて、この着眼については、何パーセントだというようなことを示すと、果たしてそれが、示したことが妥当なのかどうかというのがわからなくなってしまうので、それよりは、皆様方のご見識をお願いしたほうがよろしいかと思います。

【委 員】 見識だったら、各委員の採点積み重ね方式というのは、もう余計なことということになる。5人で、この業者がよろしい、どうもここが、詳しく聞きたいところ、ここに絞って、この業者を入れましょうということで、こんなのを各委員が提出させないでやる方法もあるのではないですか。

【経済部長】 確かにあるかもしれませんが、我々行政とすれば、こういう6つに分けて、その着眼点を、その審査の視点というところをつくって、そこに配点を持つところまでが精いっぱいのところでございますので、それより詳細な部分については、ほんとうに申しわけないんですけれども、お願いしたいと思います。

【委 員】 では、この点数のつけ方だけちょっとモデルを用意してもらえませんか。管理運営費に対する考え方の項目1と項目2。こういうものが出てきた場合は、この人は何点なんだというふうな。2回目あるいは3回目の部会で結構ですけれども。

【産業支援課長】 ご希望に沿えるかどうか分からない、資料がそろえられるかどうか分からないのですけれども、管理運営費に関する考え方の1と2だけでよろしいですね。

【委員】 はい。

【産業支援課長】 それは、検討して上げさせていただきます。

【委員】 A社から出された収支予算表はこうでした、B社はこうでしたと、こういうようなものが出てきた場合に、10点の配点はこういうふうにはばらけますというふうなイメージをですね。

【産業支援課長】 ただ、そこまで点数を誘導する形まではちょっと無理かと思いますが、こういう場合だと評価、ここは評価に値するとかという表現になるかと思います。

【委員】 うん。だから……。

【経済部長】 結構、我々のほうで誘導してしまうといけないかなという面もあります。

【委員】 いや、誘導というよりも、もう採点表をつくってくださいなんだから、採点基準がよく理解できない。具体例で、こういう場合はこういう点数のつけ方になるでしょうということでもよろしいんじゃないですか。

【経済部長】 一例というふうな？

【委員】 そうそう。数値化が最もしやすいのが、最後のこの第6項目だと思いますから。こういうような数字が出てきた場合は、この10点の配点、合計20点の配点はこういうふうになりますというふうな。

【経済部長】 つくってみますか。

【産業支援課長】 従前に出された部分の見え消しで、ある程度の資料として出して。

【委員】 うん。全く架空なものでいいし、過去にあったものを流用するのもいいと思います。とにかく、この採点結びつく資料というものが、例えばこういうものが出たとすれば、こういう点数、採点になりますというのが、イメージとしてつかめるように。

【産業支援課長】 検討してまたご相談させていただきます。ほかの委員さんも同じような資料を必要でございますか。

【経済部長】 それはそうじゃないですか。もちろん皆様にも送ります。

【委員】 ただ、それは、参考資料ということで、誘導にしないでほしいというのが私の切なる希望ですね。

【産業支援課長】 例えば、こういう場合は評価が上がりますとかというような形ぐらいでもいいですか。

【委員】 うん、そうですね。ただ、必要とする人もいらっしゃるだろうと思うので、その辺は、ご対応をお願いしたほうがいいと思いますよね。どういう差ができるんだということを、何らかの具体的な例でご説明されるとよろしいんじゃないでしょうか。

【産業支援課長】 差異が出るとか、

【委員】 こういう点数がこうね、こういうところがこう出るんだというような、やはり自分の専門でなくて評価しなければいけない部分があると思うんですよ。そういうところに対する自分の専門なら判断が、今まであるけれども、そういう専門でない部分について、どう考えたらいいかということがあるというふうに推察いたしますので、その辺をフォローできるような資料ということだと思うんです。

【産業支援課長】 でも、それは管理運営費に対する考え方ということでよろしいんですよね。

【委員】 ほかの項目までが、もうとてもじゃないけれども、大変だということだから、一番つくりやすく、なおかつ、数値化する作業にどう反映するかというのが、一番知りたい、よくわからないところに限定してということ。

【産業支援課長】 わかりました。では、ちょっと検討させていただいて。

【委員】 ちょっと教えてください。委員のおっしゃっている趣旨は、決定問題を扱うときに、いろいろな問題が起こるんですよ。というのは、最終的に、こういう点数で出すけれども、点数はあくまで参考で、ほんとうはこの委員で、その点数をもとに話し合っただけで順位を決めるというような、多少、点数について、お互いに、もう少し変えてもいいのではないかなというように話し合いすらあって、通常はね、それがいいかどうかはそちらで判断してくださいよ、私が言うことが正しいというわけではないから。そういう検討をするものもこの委員の役割かということの、先ほどの委員長からの質問に対して、ちょっとまだ明確に思えないのは、要するに、あそこの文章で書いている、だめなときにはそれはあり得るけれども、だめではなくて、いい点数、これはいいのではないのって、これはほかの人が気づいていないけれども、これは、ほかのある委員が皆さんに説明して、これはいいことなんですよという説明をしたときに、それは点数が上がる可能性があるわけで、それは、ここの委員会で認められることなのかどうかということを知りたいんですよ。

それ、だめだというケースはわかります。これ絶対落とすべきだというケースは、ここに書いてある。だけど、専門でない人たちが、専門に近い人の意見に、ああ、そういうこともあるねということ、少し点数を上げてもいいねと、A社に対しては、この項目について、ということは、いいのか悪いか、という部分の答えを受け取っていないんですよけれども、その辺はどうなのか。それは、大原委員長がおっしゃっている意味と私が言っている意味が違うかもしれないのですけれども。

【委員】 今のところと関連して、もう一度確認します。募集要項の18ページですけれども、第2次審査、その総合得点を基礎として審査選定を行いますね。点数積み上げ方式でやる、そこまでは先ほども説明受けたからいいんです。

19ページの下※です。最高得点が、最上位である場合でも、個別の審査項目に重大な欠陥がある場合には第1順位にはなりませんというのは、先ほど、私は、順位の変更がこの委員会では可能なんだと。立証責任は、委員のほうに、こういう理由があるから積み上げ方式では、1、2、3というふうに決まったんだけど、変更するんだという明確な根拠を示すことができれば、委員会でその順位の変更も可能だというふうにとらえてしまったんですけれども、どうもよく読むと、そうではなくて、あくまでも、提

出された各5人の点数表に、総合得点的なもので、最上位であったとしても、個別項目ですごく劣っているところがあるという、まさに提出された採点表の読み、採点表を採点する人、つまり、市の当局が、1位にはしない場合も可能なんだというふうにも読めるんですけども、これはどうなんですか。

【産業支援課長】 これは、あくまでも、委員の方が、きょう協議をしてもらって、点数が高いけれども、ここがこういう瑕疵があるとか、欠点があるんで、1位はふさわしくないのではないかというご意見が出れば、それは順位を変えられますけれども、行政側のほうが、点数が出て、審査が出た話の中で、いや、違いますという話は出せない。

【委員】 つまり、総合得点というのは、これで定義しておきます。各5人の加算、類型合計点で間違いありませんね。

【産業支援課長】 はい。

【委員】 で、最上位である場合でもというのは、結局、第1候補、第2候補、第3候補というふうにしなればいけないのだけれども、第1候補に挙がった場合だけ変更される余地があるということですか。2も3も順位にかかわらず、重大な欠陥をこちらが立証すれば、変更可能なんですか。

【産業支援課長】 順位の変更は、点数にかかわらず可能だと思います。

【委員】 最上位である場合というのは、点数積み上げ方式の1位に限定しないで、2位でも3位でも当てはまるということですか。

【産業支援課長】 そうですね。

【委員】 第1順位にはならないというんだけど、この第何順位というのは、第1順位にはならないことはわかります。これは、もう点数、積み上げ点数、総合得点に関係ないということになると、もうまさに、この人を何位にしますか。積み上げ点数では1番の人、重大な欠陥がある項目がみんな認めた、ついては、この人を選外、4位にするのか、3位にするのか、これはどうなんですか。

【経済部長】 それは、そのときでよろしいのではないのでしょうか。まずは、基礎を出して、点数を出して、その中で、どうしても重大な欠陥があるのではないかというような議論が生じた場合に、いろいろな話が出てくると思いますけれども、第2順位、第3順位まで、またそこまで、ということがあるということはまず考えにくいのです。

【委員】 わかります。だから、あくまでも、各委員に共通認識としてもらいたいのは、この選定方式、審査選定は、我々一人一人が書くところの採点表がベースになるということだけをちょっと認識していただきたい。その修正方式というのは厄介なものだということを認識していただきたいというつもりで、あえて重ねた質問をさせてもらいました。

【委員】 ちょっとよろしいですか。ご説明をいただいたかもしれないですけども、選定結果が出ますよね。その業者に対する通知だとか、公表はどういう形になるのでしょうか。点数は通知されたり、公表されたりということはないんですか。

【事務局】 点数については、公表します。ただし、どの委員さんが何点出したかというお名前とかは公表しません。

【委員】 では、合計点が公表されることになりますか。

【事務局】 はい。

【委員】 そうすると、トップの点数の人が1位にならなかったときは、その理由をつけるということですね。

【事務局】 そうですね。何かしらわかるようにはしたいと思います。

【委員】 業者に対する通知の場面と公表の場面の両方ですか。

【事務局】 はい。市のホームページのほうと両方に。

【委員】 はい、わかりました。

【部会長】 ほかに、ご意見、質問。

【経済企画課長】 先ほどの、委員さんのご意見の件なんですけれども、当然、書類審査をやっていただいて、ヒアリングをやるとして、やった時点で、各委員さんで、その意見を出し合って、その場で、前もって考えていた点数がその場で変更になってということも当然あり得ることだというふうに仮定しております。そういうことで、委員さん同士の意見のやり取りというのは、当然あってしかるべきだと考えております。

【部会長】 ということで、たくさん質問、意見等も出ましたので、そういうことを反映された形でものが用意いただけるということで、説明を受けましたという趣旨での議題2については、了解しましたということでよろしいですかね。

では、次の、今後の審議予定についてに移ってよろしいですか。

【事務局】 恐れ入ります。その前に、ここからは公開となりますので、傍聴人に入ってくださいませ。

(傍聴人入室)

【事務局】 では、議題（3）の今後の審議予定についてをご説明いたします。何回か今後の予定についてはお話が出ましたが、一応、確認のために話させていただきます。資料1、募集要項の3、4ページをもう一度ごらんいただけますでしょうか。

募集要項等につきましては、今後、千葉市のホームページで公開をいたします。その後、説明会、施設見学を開催します。応募受付は、10月12日から18日まで、11月24日に第2回目の、千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会、産業部会を開催予定であります。その際、応募された提案に対し、必要であればヒアリングを実施し、指定管理候補予定者の選定につきまして、審議をお願いしたいと思います。委員の皆様には、応募書類がそろった時点で書類一式を郵送させていただきますので、お手数ですが、前もってごらんいただけるようお願いいたします。大変お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【部会長】 それで、今後の審議予定も終わって、その後は、もうバトンタッチしてよろしいのですか。

【経済企画課長】 事務局からもう1点、ご報告お願いします。

【事務局】 すいません、もう1点ご報告をさせていただきます。先ほどと同じですが、議事録ですが、でき上がりましたら、委員の皆様にお送りしますので、内容についてご確認をしてください。議事録については、遅くても、1カ月以内にはお送りする予定でありますので、内容をご確認していただいて、親会同様、会長さんの署名により確

定をしたいと思っております。

以上でございます。

【部会長】 あと、どうするのか、ちょっと私はわからないのですけれども。

【経済企画課長】 これで、産業部会のほうは終了になります。この後なんですが、委員の皆様を蘇我勤労市民プラザのほうにご案内いたしたいと思いますので、ちょっと休憩を入れたほうがよろしいですかね。じゃあ、10分ぐらい休憩を入れて、10分後ぐらいに、コミュニティの下に公用車をご用意しておりますので、車で蘇我勤労市民プラザをご案内したいと思いますので、また、10分後に、この場にお集まりいただければと思います。よろしくお願いします。

—— 了 ——